

おわりに

右肩上がりの経済成長が終焉し、日本経済は安定成長と少子高齢化の時代に突入している。地方財政に目を向けても、個々の地方自治体が、大幅な景気回復に伴う税収の増加を期待して財政運営を行うことは、許されることではない。一部自治体について報道されるような倒産の危機に直面することのない、緻密な財政健全化が求められているのである。戦後、高度経済成長の時代を経て形成された市の所管する公の施設のあり方についても、こうした経済環境と財政事情を斟酌する必要がある。

公の施設については、施設の耐用年数が残り少なくなり老朽化の著しいものもある。もはやこうした施設について、維持修繕だけで機能を確保することは困難であり、近い将来に建替え・更新の時期を迎えるものも多い。納税者である市民のニーズに応えることは市役所の重要なミッションではあるが、市の歳入となる納税額にも限度がある。公の施設のあり方において不可欠な理解は、一定の財源を前提に「最少の経費で最大の効果」を生み出す、施設のあり方（存続の可否、施設の内容・数・立地、管理の方法など）を見出すということである。

当研究会は、市の所管する公の施設のあり方について、この「最少の経費で最大の効果」という視点を、公共性、有効性、代替性の3つの分析視角に具体化した。公の施設のあり方を検討する際には、もとより、効率性の要素を吟味することも本来は非常に重要なことである。しかし、本報告書では、公共性、有効性、代替性の3つの分析視角についての整理を行い、効率性については問題提起にとどめている。「財政に余裕がないから施設を見直す」という発想ではなく、公の施設のあり方を3つの分析視角で効率性の前に検討することで、公の施設のあり方に関する「あるべき姿」が見えてくる。効率性に関する財政的な議論は、その後でも良いというのが、当研究会の考え方である。

本報告書は、公の施設のあり方を見直す指針を提示したものであり、その具体的な展開は名古屋市役所の各局に委ねることになる。公の施設のあり方に対する市役所各位のより一層の問題意識の高揚を期待するものである。